

## 西予市電子入札運用基準

令和8年1月19日  
西予市告示第12号

### (趣旨)

第1条 この告示は、西予市契約規則(平成25年西予市規則第13号。以下「規則」という。)その他別に定めるもののほか、電子入札システムを使用して行う競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市が行う入札に関する事務を電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して処理する情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 建設工事等 市が発注する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務をいう。
- (4) I Cカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 紙入札 電子入札システムを使用せずに書面で行う入札をいう。
- (6) くじ番号 電子くじに使用する任意の3桁の数字をいう。
- (7) 電子くじ 電子計算機を用いて演算を行い、落札者又は落札候補者の順位を決定するくじをいう。
- (8) 入札情報公開システム 建設工事等の入札公告及び入札結果の公表その他入札手続に必要な事項を公表する情報処理システムをいう。

### (対象)

第3条 電子入札の対象は、競争入札に付する全ての建設工事等とする。ただし、市長が電子入札を行うことが適当でないと認める場合は、この限りでない。

### (電子入札に参加できる者)

第4条 電子入札に参加できる者は、規則その他の規程に基づき、競争入札に参加する資格を有すると認められた者のうち、電子入札システムに利用者登録をしている者とする。

(利用者登録)

第5条 電子入札システムを利用しようとする者は、別に指定する電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機と電子入札システムを利用しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、利用を可能と認めたときは、登録番号及びパスワードを電子入札用登録番号等通知書(様式第1号)により通知し、電子入札システムの利用に係る登録をするものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、電子入札システムの利用に係る登録をするものとする。

(変更登録等)

第6条 前条第3項の登録をした者(以下「利用登録者」という。)は、同項の規定により登録した内容について変更が生じたとき、又は新たにICカードを追加したときは、直ちに電子入札システムにより登録内容の変更又は追加の登録を行い、別に指定する電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出なければならない。

2 利用登録者は、紛失等によりパスワードの再交付を受ける場合は、別に指定する電子情報処理組織を使用する方法により、市長に申請しなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(ICカード)

第7条 入札者が電子入札システムを利用することができるICカードは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 単体企業 原則として利用登録者のICカードに限り認めるものとする。

(2) 経常建設共同企業体 入札可能なICカードは、経常建設共同企業体の代表企業である利用登録者のICカードとする。ただし、経常建設共同企業体用に登録したICカードは、単体企業用として利用者登録することができないものとする。

(3) 特定建設工事共同企業体 入札可能なICカードは、特定建設工事共同企業体の代表企業である利用登録者のICカードとする。

2 ICカードの連絡先情報(連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡

先住所等)については、利用登録者が隨時変更することを認めるものとする。

3 入札者が次のいずれかに該当したときは、ＩＣカードの不正使用があったものとして、契約締結前にあっては、当該入札を無効とするものとし、契約締結後にあっては、当該建設工事等の進捗状況等を考慮して、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

(1) 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(2) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、明らかにＩＣカードを不正使用したものと認められる場合

(案件登録)

第8条 開札予定日時は、入札書提出締切日時の翌日を標準とするものとする。ただし、翌日が西予市の休日を定める条例(平成16年西予市条例第2号)第1条第1項各号に定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の翌日とする。

2 工事費内訳書の開封予定日時は、事前準備に要する時間を勘案して設定するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、電子入札の実施に係る期間、日時等の設定にあたっては、従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

4 市長は、入札公告日又は入札通知日以降において、案件登録情報に錯誤が認められた場合には、次に定めるところにより速やかに修正等を行うものとする。

(1) 錯誤が認められた案件登録情報を修正し、案件名称に「何年何月何日変更」等錯誤案件である旨を表示する。この場合において、既に入札書等を提出した入札者があるときは、当該入札者に修正した旨を伝えるものとする。

(2) 前号に定める方法により修正を行うことができない項目に錯誤があった場合には、錯誤案件に対して入札書等の提出が行われるのを防ぐため、入札書提出締切日時及び案件名称を「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」等に変更し、錯誤案件である旨を入札者に示した後、改めて案件登録をするものとする。この場合において、既に入札書等を提出した入札者があるときは、当該入札者に改めて登録した案件に対して入札書等を提出するよう依頼するものとする。

5 特別の事由により市長が電子入札から紙入札へ移行することを決定した案

件については、当該案件名称にその旨を示し、以降は当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。

(入札に係る質問)

第9条 入札者が電子入札システムにより質問を行う場合には、全ての入札者が質問内容を閲覧することが可能であるため、入札者名を特定することができる内容を記載しないものとする。

2 市長は、入札者が誤って質問内容に入札者名を特定することができる内容を記載した場合は、直ちに回答は行わず、要旨を変えない範囲で入札者を特定することができない内容の質問を行うよう求めるものとする。

(添付書類)

第10条 入札者が提出する書類のうち入札書及び入札辞退届を除く書類(以下「添付書類」という。)は、原則として電子ファイルで作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。ただし、電子ファイルとして提出する添付書類の容量が3メガバイトを超える場合又は紙入札による場合その他市長が電子ファイルによる提出に適さないと認める場合は、紙媒体又はCD-R等の書き換えのできない電子媒体に記録したものを書留郵便による郵送又は持参(以下「郵送等」という。)により提出するものとする。

2 電子ファイルでの提出を求める添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないようにするものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
1 Microsoft Word	Word 2016により読み込み可能なバージョンで保存したファイル
2 Microsoft Excel	Excel 2016により読み込み可能なバージョンで保存したファイル
3 その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) その他特別に認めたファイル形式
4 圧縮ファイル	ZIP形式(圧縮対象の電子ファイルは、第1部から第3部のファイル形式のもののみとする)

3 パスワードを設定したファイルやマクロを使用したファイルは、電子入札システムのセキュリティ機能において情報が除去される可能性があることから、使用を認めないものとする。

4 添付書類の容量が3メガバイトを超える場合その他市長が電子ファイルによる提出に適さないと認める場合において、添付書類を郵送等により提出

する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 原則として必要書類の一式を郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めないものとする。この場合においては、電子入札システムにより、提出書類通知書(様式第2号)の提出を求めるものとする。
  - (2) 郵送等の提出期限は、電子入札システムにおける提出期限と同様とする。
  - (3) 工事費内訳書を郵送等にて提出する場合にあっては、二重封筒とし、外封筒に工事費内訳書在中の旨を朱書し、内封筒に工事費内訳書を封入し、当該内封筒の表に案件名称、入札者名及び工事費内訳書であることを表示し、封かんしなければならない。
  - (4) 市長は、提出された工事費内訳書を、工事費内訳書開封日時まで厳重に保管するものとする。
- 5 提出された電子ファイルにコンピュータウイルス感染があった場合は、市長は直ちに閲覧等を中止し、コンピュータウイルス感染している旨を当該入札者に電話等で連絡し、対応について協議するものとする。
- 6 入札者が西予市事後審査型条件付一般競争入札実施要領(平成24年西予市告示第106号)第20条の規定による事後審査書類の提出に当たり、電子ファイルとして提出する当該事後審査書類の容量が3メガバイトを超える場合又は紙入札による場合その他市長が電子ファイルによる提出に適さないと認める場合にあっては、第1項ただし書の規定にかかわらず、ファクシミリ、電子メール又は持参により提出するものとする。

#### (入札書)

第11条 入札者は、くじ番号を入力した入札書を電子入札システムの入札開始日時から入札書提出締切日時までの期間内に電子入札システムにより提出するものとする。

- 2 電子入札においては、入札書及び添付資料は、電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとする。
- 3 入札者は、入札書の提出に当たっては、次の事項に留意しなければならない。
  - (1) 入札書の入力は正確に行い、電子入札システムの入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
  - (2) 入札書提出締切日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
  - (3) 入札書が正常に送信されたことを、電子入札システムの入札書受信

確認通知画面又は入札状況一覧において確認すること。

- 4 電子入札システムにより提出された入札書及び工事費内訳書の返還、書換え、引換又は撤回は、認めない。  
(紙入札)

第12条 市長は、入札者が次のいずれかに該当し、紙入札参加承諾願(様式第3号)が提出されたときは、当該入札者について、当該入札に限り紙入札を認めるものとする。

- (1) 市長があらかじめ紙入札での参加を認めるとき。
- (2) ICカードが失効又は破損等により使用できなくなり、ICカードの再発行申請(準備を含む。)中の場合において、当該入札者において登録している他の有効なICカードがないとき。
- (3) 電子入札システムの障害等により電子入札に参加できないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると認められるとき。

- 2 市長は、電子入札による手続の開始後、入札者から紙入札参加承諾願が提出され、紙入札への変更を求められたときは、次のいずれかに該当する事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限り、当該入札者について、当該入札に限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

- (1) 電子入札システムの障害等により電子入札に参加できないとき。
- (2) 電子入札手続の途中でICカードが失効又は破損等により使用できなくなり、当該入札者において登録している他の有効なICカードがないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると認められるとき。

- 3 市長は、紙入札により入札に参加する者(以下「紙入札者」という。)がある場合は、電子入札システムに紙入札者として登録するものとし、当該入札者に対し、紙入札者としての登録後においては紙入札参加承諾願を提出した当該入札については、電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に電子入札システムにより受付又は提出を受けた書類等は、有効なものとして取り扱い、別途の手続を要しないものとする。

- 4 紙入札による場合において、入札書及び添付書類を郵送等により提出する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 原則として必要書類の一式を郵送等するものとする。
- (2) 郵送等の提出期限は、電子入札システムにおける提出期限と同様と

する。

- (3) 入札書及び工事費内訳書は二重封筒とし、外封筒に入札書及び工事費内訳書在中の旨を朱書きし、それぞれ別の内封筒に封入し、それぞれの内封筒の表に案件名称、入札者名及び入札書又は工事費内訳書を表示し、封かんしなければならない。
- (4) 市長は、工事費内訳書にあっては、工事費内訳書開封日時まで、入札書にあっては、開札予定日時まで厳重に保管するものとする。
- 5 紙入札者は、入札書にくじ番号を記載して、提出しなければならない。
- 6 市長は、第1項及び第2項の規定により紙入札での参加を認めた者について、当該入札に限り紙入札から電子入札への移行を認めないものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札者は、入札書を提出するまでは、入札を辞退することができるものとする。この場合において、入札者は、電子入札システムにより入札書提出締切日時までに入札辞退届を提出するものとする。

- 2 入札書提出締切日時までに入札書が電子入札システムのサーバーに未到達の場合は、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。
- 3 紙入札者が入札を辞退するときは、電子入札システムにおける入札書提出締切日時までに入札辞退届を郵送又は持参により提出するものとする。

(工事費内訳書の確認)

第14条 市長は、入札書提出締切日時以降開札前において、工事費内訳書の内容を確認することができる。

- 2 前項の規定により、開札前に内容を確認した工事費内訳書は、内容が対外的に漏洩するがないよう、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

(開札)

第15条 開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとする。ただし、紙入札者がある場合は、紙媒体の入札書を開封し、当該入札書記載金額等を電子入札システムに登録した後、開札処理を行うものとする。

- 2 電子入札の入札者で希望する者は、開札に立ち会うことができる。
- 3 紙入札者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札者が開札に立ち会わない場合は、当該案件に関係のない職員1名を立ち会わせるものとする。
- 4 市長は、開札予定日時から落札者の決定まで著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札者に電子入札システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとする。

- 5 市長は、開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、入札者に開札を延期する旨を通知するものとする。この場合において、変更後の開札予定日時が決定した場合には、当該変更後の開札予定日時を通知するものとする。
- 6 市長は、開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、入札者に開札を中止する旨を通知するとともに、既に提出された入札書を開封せず、電子入札システムに結果登録をするものとする。
- 7 落札となるべき同価格(総合評価落札方式にあっては同評価値)の入札をした者が2者以上あった場合には、電子くじにより落札者(事後審査型条件付一般競争入札にあっては落札候補者の順位)の決定(以下「落札決定等」という。)を行うものとする。
- 8 電子くじは、入札者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号と入札書到達時刻から算出される数字を使用し、電子入札システムにおいて実施するものとする。
- 9 電子くじ機能に障害が発生した場合は、落札決定等を保留し、別途、入札者の立会いのもとに紙入札の例により、くじを実施するものとする。

(連絡事項確認)

第16条 市長は、入札者に対し、電子入札の手続等に関する通知を行う場合は、電子メール、電子入札システムの各通知機能又は作業状況確認画面により情報を提供するものとする。

- 2 入札者が前項の情報を閲覧しなかったことにより生じた手続の不備について、異議を一切認めないものとする。

(入札結果の公表)

第17条 電子入札で行った全ての案件に関する入札結果については、市ホームページにおける公表に合わせて、入札情報公開システムにおいても公表するものとする。

(システム障害等の対応)

第18条 電子入札システムの障害等により、全ての入札者が電子入札に参加できない場合には、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更を行うものとする。この場合においては、電子入札システム以外の方法(電話、ファクシミリ等による方法をいう。以下同じ。)により、入札者に必要な事項を連絡するものとする。

- 2 前項の場合において、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、従来の紙入札を実施するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、天災、電力会社の原因による広域的・地域的

な停電及び通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、一部又は全部の入札者が電子入札に参加できないことが判明した場合には、その原因、復旧見込み等を調査検討の上、入札の延期、紙入札に変更する等の措置を講じるものとする。この場合において、市長は、電子入札システム又は電子入札システム以外の方法により、入札者に必要な事項を連絡するものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、電子入札システムの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に電子入札システムに利用者登録をしている者は、この告示の相当の規定によって登録されたものとみなす。

3 この告示の施行の際、現に紙入札により入札に参加することを認められている者は、この告示の相当の規定によって紙入札により入札に参加することを認められたものとみなす。